

## 議案第 12 号

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 93 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) 交流棟

第 6 条第 1 項中「者」の次に「(交流棟の市民ラウンジ並びにロッカールーム 3 及び 4 を独占しないで利用しようとする者を除く。)」を加える。

第 15 条中「利用者」を「運動施設を利用する者」に改める。

第 17 条第 7 号中「許可なく」を「第 6 条又は次条の規定による利用の許可を受けることなく」に改める。

別表 1 文化体育館の表中

トレーニングルーム兼会議室	営利又は宣伝を目的としない場合	550	820	を
	営利又は宣伝を目的とする場合	2,750	4,120	
会議室	営利又は宣伝を目的としない場合	990	1,480	に、
	営利又は宣伝を目的とする場合	4,950	7,420	
冷暖房	主体育室（アリーナ部分）	1 時間につき 11,000 円		を
	トレーニングルーム兼会議室	1 時間につき 1,100 円		
冷暖房	主体育室（アリーナ部分）	1 時間につき 11,000 円		に

改め、同表備考第 3 号中「に限り」を「は、」に改め、同表備考第 5 号を同表備考第 6 号とし、同表備考第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 会議室は、3 分の 1 以内の部分の利用を許可するものとし、その場合の会議室の利用に係る使用料の額は、上記の額の 3 分の 1 の額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表 2 野球場の表附属設備の部会議室（1 室）の項及びロッカールーム（1 室）の項中「550」を「660」に改め、同部冷暖房（1 室）の項を削り、別表 5 陸上競技場の表附属設

備の部会議室（1室）の項中「550」を「660」に改め、同部冷暖房（1室）の項を削り、同表備考に次の1号を加える。

（4） 競技場に係る個人利用は、団体利用がない場合に限るものとする。

別表7 仮設売店の表を別表8 仮設売店の表とし、別表6 サッカー場の表の次に次の1表を加える。

#### 7 交流棟

区分		1時間当たりの使用料	
		午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
市民ラウンジの会議スペース	営利又は宣伝を目的としない場合	円 660	円 990
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,300	4,950
ロッカールーム1及び2		各室につき330円	各室につき490円
ロッカールーム3及び4		各室につき160円	各室につき240円
トレーニングルーム	団体利用	660	990
	個人利用	110	160
会議室	営利又は宣伝を目的としない場合	660	990
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,300	4,950
多目的室	営利又は宣伝を目的としない場合	660	990
	営利又は宣伝を目的とする場合	3,300	4,950
附属設備	椅子	1回（1日）につき1脚50円（営利又は宣伝を目的とする場合に限る。）	
	長机	1回（1日）につき1脚110円（営利又は宣伝を目的とする場合に限る。）	
	シャワー室1及び2	各室1人1回につき110円	
	コイン式シャワーユニット	1回につき100円	
	多目的シャワー室	1人1回につき110円	

#### 備考

- （1） 開場時間（午前8時30分から午後9時まで）の前又は後に利用する場合の使用料（附属設備の利用に係る使用料を除く。）の額は、午後5時から午後9時までの額とする。
- （2） 市外利用者が利用する場合の使用料（附属設備の利用に係る使用料を除く。）の額は、上記の額の2倍の額とする。
- （3） トレーニングルームに係る個人利用は、団体利用がない場合に限るものとする。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年5月1日から施行する。ただし、別表1文化体育館の表、2野球場の表及び5陸上競技場の表の改正規定は、同年10月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後の鴨川市総合運動施設交流棟の利用に関し必要な申請、許可、使用料の徴収その他の行為は、同日前においても、改正後の鴨川市総合運動施設の設置及び管理に関する条例の規定の例により行うことができる。
- 3 改正後の別表1文化体育館の表、2野球場の表及び5陸上競技場の表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に利用する鴨川市総合運動施設文化体育館、野球場及び陸上競技場の利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合運動施設文化体育館、野球場及び陸上競技場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。